

**令和7年(フ)第2844号**

横浜市港南区笹下5丁目25番11号  
破産者 株式会社朝日美装

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第67号**

静岡県沼津市大岡2391番地の34  
破産者 株式会社ARCH

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和8年(フ)第44号**

静岡県伊豆の国市長岡1022番地の29コン  
フォールタワー伊豆長岡605号室  
破産者 株式会社アクシアラボ

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(フ)第1317号**

京都市中京区小川通蛸薬師上元本能寺町  
382番地MBビル4FD2A  
破産者 株式会社ビジョナップ

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1684号**

大阪府東大阪市瓢箪山町18番23号  
破産者 株式会社Uテック

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第317号**

兵庫県芦屋市西蔵町2番17号  
破産者 株式会社A-グロウイング

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和8年(フ)第24号**

兵庫県芦屋市茶屋之町2番12号  
破産者 株式会社クリーンアジア

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第266号**

徳島県徳島市新町橋二丁目14番1  
破産者 株式会社人材派遣かがわ

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
徳島地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第3号**

香川県坂出市府中町5913番地3  
破産者 株式会社国立公園城山温泉

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
高松地方裁判所丸亀支部

**破産手続廃止及び免責許可決定**

**令和8年(フ)第5号**

鹿児島県始良市東餅田170番地1 カーサエ  
スペランサB102号、従前の住所鹿児島県南  
さつま市加世田東本町38番地7  
破産者 塘 千春

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

**令和7年(フ)第475号**

茨城県常陸大宮市鷺子865番地の2  
破産者 倉橋 大輔

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所

**令和8年(フ)第27号**

群馬県太田市南矢島町604番地3 メゾン  
ヴァンパール101号  
破産者 高塚 剛

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所太田支部

**令和8年(フ)第160号**

北九州市八幡東区中央1丁目11番2-605号  
破産者 西蔭 八郎

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年(フ)第170号**

北九州市若松区浜町1丁目9番2号  
破産者 北野 一平

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第229号**

釧路市春採2丁目11-6、住民票上の住所釧  
路市興津1丁目6番24号  
破産者 石倉 康伸

- 1 決定年月日 令和8年6月3日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
釧路地方裁判所民事部

**令和8年(フ)第59号**

大阪市淀川区西三国1-1-34 ジーバック  
マンション405、開始決定時の住所仙台市若  
林区沖野2丁目1番63号  
破産者 薩日内遥希

- 1 決定年月日 令和8年6月3日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和8年(フ)第124号**

仙台市太白区袋原1丁目23番25号「華」式番  
館201  
破産者 小林 智則

- 1 決定年月日 令和8年6月3日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第390号**

茨城県常陸大宮市小野762番地、前住所茨城  
県ひたちなか市大字高場1505番地86マルマツ  
ハウス103号  
破産者 藤沼 恵子

- 1 決定年月日 令和8年6月3日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所

**令和8年(フ)第1号**

茨城県鉾田市飯名394番地  
破産者 佐藤 慶

- 1 決定年月日 令和8年6月3日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所

**令和8年(フ)第32号**

福島県二本松市高西87-1、住民票上の住所  
茨城県ひたちなか市笹野町2丁目17番10号  
ガーデンハイツ101号  
破産者 小沼 道広

- 1 決定年月日 令和8年6月3日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所